

政令第 号

総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律（平成十七年法律第八十九号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国土総合開発法施行令の廃止）

第一条 国土総合開発法施行令（昭和三十年政令第三百十五号）は、廃止する。

（首都圏整備法施行令の一部改正）

第二条 首都圏整備法施行令（昭和三十二年政令第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十一条第三項第一号又のその他首都圏の整備に関する事項で政令で定めるもの」を「第二十一条第一項第二号又の政令で定める事項」に改め、「の各号」を削る。

第四条の見出しを「（首都圏整備計画）」に改め、同条中「法第二十一条第三項の整備計画には、同項各号に掲げる事項ごとに、それぞれその根幹となるべきもの」を「首都圏整備計画のうち法第二十一条第

一項第二号及び第三号に掲げる事項に係る部分には、これらの事項」に改める。

第十三条中「その他首都圏の整備に関する」を削り、同条第三号中「国立大学法人（及び」をいう。

第十五条第一号の表において同じ。）」を削る。

第十五条を削る。

（近畿圏整備法施行令の一部改正）

第三条 近畿圏整備法施行令（昭和四十年政令第百五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第八条第二項に規定する広域性を有し、かつ、根幹となるべき施設として政令で定めるもの」を「第八条第一項第三号の政令で定める施設」に改め、同条第三号へ中「国立大学法人（及び」をいう。次条第一号の表において同じ。）」を削る。

第三条を削る。

（中部圏開発整備法施行令の一部改正）

第四条 中部圏開発整備法施行令（昭和四十二年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号中「国立大学法人（及び」をいう。第十条第一号の表において同じ。）」を削る。

第九条中「（次条において「法」という。）第九条第二項第三号リ」を「第九条第一項第三号リ」に改める。

第十条を削る。

（地方税法施行令及び環境影響評価法施行令の一部改正）

第五条 次に掲げる政令の規定中「第二条第六項」を「第二条第五項」に改める。

一 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十四条の二十八

二 環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）別表第一の十の項

（国土調査法施行令の一部改正）

第六条 国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「（国土調査の実施の勧告に係る事業）」に改め、同条中「第八条の規定による」を

「第八条第一項に規定する政令で定める事業及び同条第二項において読み替えて準用する法第五条第一項

から第四項までに規定する」に、「左に」を「次に」に改め、同条第九号を削り、同条第十号を同条第九

号とする。

(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令の一部改正)

第七条 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令(昭和三十四年政令第二百四十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第九項」を「第二条第八項」に改める。

(災害対策基本法施行令の一部改正)

第八条 災害対策基本法施行令(昭和三十七年政令第二百八十八号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「掲げるとおり」を「掲げるもの」に改め、同項第三号から第七号までを削り、同項第八号を同項第三号とし、同条第二項中「掲げるとおり」を「掲げるもの」に改める。

(新住宅市街地開発法施行令等の一部改正)

第九条 次に掲げる政令の規定中「第二条第八項」を「第二条第七項」に改める。

一 新住宅市街地開発法施行令(昭和三十八年政令第三百六十五号)第五条第三号

二 独立行政法人都市再生機構法施行令(平成十六年政令第六十号)附則第三十五条の規定によりなお

その効力を有することとされる新住宅市街地開発法施行令第五条第三号

(独立行政法人都市再生機構法施行令の一部改正)

第十条 独立行政法人都市再生機構法施行令の一部を次のように改正する。

附則第十七条第一項中「第二条第六項」を「第二条第五項」に改める。

附則第二十七条第一項中「第二条第七項」を「第二条第六項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に、「(第十二条第一項を除く。)」を「第四条」に改め、同条第二項中「第二条第六項」を「第二条第五項」に改める。

附則第三十五条中「前条の規定による改正前の新住宅市街地開発法施行令」の下に「第四条第一項及び第二項(第一号に係る部分に限る。)、第五条、第六条、第十四条並びに第十五条の二第一項」を加え、「同条」を「前条」に改める。

(総務省組織令の一部改正)

第十一条 総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

第四十九条第七号中「国土総合開発法」を「国土形成計画法」に改める。

(国土交通省組織令の一部改正)

第十二条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第四十二号を削り、第四十三号を第四十二号とし、第四十四号から第五十七号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「前項第五十二号から第五十六号まで」を「前項第五十一号から第五十五号まで」に改める。

第十七条第四号中「第四条第一項第四十四号」を「第四条第一項第四十三号」に改める。

第四十条第十一号を削る。

第五十四条第一号中「第四条第一項第四十八号から第五十一号まで」を「第四条第一項第四十七号から第五十号まで」に改める。

第六十三条第三号中「、首都圏整備分科会、近畿圏・中部圏整備分科会、東北地方開発分科会、九州地方開発分科会、四国地方開発分科会、北陸地方開発分科会、中国地方開発分科会」を削る。

第六十四条第一号中「国土総合開発計画」を「国土形成計画」に、「調整課」を「他課」に改める。

第六十六条中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 首都圏その他の各大都市圏のそれぞれについて定める広域地方計画（国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）第九条第二項に規定する広域地方計画をいう。次条第一号において同じ。）の企画及び立案並びに推進に關すること（調整課の所掌に属するものを除く。）。

第六十七条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 東北地方その他の各地方のそれぞれについて定める広域地方計画の企画及び立案並びに推進に關すること（調整課の所掌に属するものを除く。）。

第六十九条中「全国の区域について定める」を削り、「全国総合開発計画」を「国土形成計画で全国の区域について定めるもの」に改める。

（国土審議会令の一部改正）

第十三条 国土審議会令（平成十二年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

名 称	法 律 の 規 定

<p>土地政策分科会</p>	<p>国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第十三条第二項          土地基本法（平成元年法律第八十四号）第十条第三項及び第十九条          地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）第二十六条の二          国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十二条          国土調査促進特別措置法（昭和三十七年法律第四百十三号）第三条第六項において読み替えて準用する同条第一項</p>
<p>北海道開発分科会</p>	<p>北海道開発法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四条          水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）第三条第一項、第四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）並びに第六条第一項及び第二項</p>
<p>豪雪地帯対策分科会</p>	<p>豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）並びに第五条</p>



第二条第四項中「(首都圏整備分科会、近畿圏・中部圏整備分科会、東北地方開発分科会、九州地方開発分科会、四国地方開発分科会、北陸地方開発分科会及び中国地方開発分科会にあつては、当該分科会に属する委員及び特別委員)」を削り、同条第七項中「(首都圏整備分科会、近畿圏・中部圏整備分科会、東北地方開発分科会、九州地方開発分科会、四国地方開発分科会、北陸地方開発分科会及び中国地方開発分科会を除く。)」を削る。

第六条の表首都圏整備分科会及び近畿圏・中部圏整備分科会の項並びに東北地方開発分科会、九州地方開発分科会、四国地方開発分科会、北陸地方開発分科会及び中国地方開発分科会の項を削る。

附則第二条第一項中「法律の欄」を「法律の規定の欄」に改め、同項の表法律の欄を次のように改める。

法 律 の 規 定

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第二条第一項、第三条第一項及び第五条

離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項、第三条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)及び第二十一条

山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七條第一項及び第二十二條

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成十七年十二月二十二日）から施行する。

（災害対策基本法施行令の一部改正に伴う経過措置）

- 2 総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律附則第六條の規定により同條の表の下欄に掲げる法律の規定がなおその効力を有することとされる場合における第八條の規定による改正前の災害対策基本法施行令第二十条第一項第三号から第七号までに掲げる計画については、なお従前の例による。

## 理由

総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、国土総合開発法施行令を廃止するほか、関係政令の規定を整備する必要があるからである。